

平成 27 年 1 月 5 日

鹿児島大学病院で平成 20 年 10 月 20 日より前に内視鏡検査や手術をお受けになった患者さんへ

(臨床研究に関する情報)

当院では、以下の臨床研究を実施しております。この研究は、過去に内視鏡検査や手術をお受けになった患者さんで、診断や治療のために採取された組織や細胞の検体の余剰分を学術研究、教育に使用することについて同意をいただいている方々の検体を分析することによって行います。このような研究においては、厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針(平成 20 年 7 月 31 日全部改正、平成 21 年 4 月 1 日施行)」の規定により、研究内容の情報を公開することが必要とされています。この研究に関するお問い合わせなどがありましたら、下記の【問い合わせ先】へご照会ください。

【研究課題名】 膵液・胆汁・十二指腸液を用いた膵胆管系癌の早期診断ならびに進展度診断のシステム構築

【研究機関】 鹿児島大学病院病理部、ならびに、鹿児島大学大学院医歯学総合研究科人体がん病理学

【研究責任者】 谷本 昭英 (病理部長、医歯学総合研究科教授)

【研究の目的】 膵臓や胆道の癌などの難治性癌を早期に診断する方法はまだ十分に 確立されていません。そこで、鹿児島大学病院を受診された患者さんから得られた組織や細胞と、膵液・胆汁・十二指腸液などの排出液を、分子生物学的・分子病理学的 方法で調べて比較検討することで、難治性癌の早期診断法を開発することが本研究 の目的です。

【研究の方法】

● 対象となる患者さん

平成20年10月20日より前に鹿児島大学病院で内視鏡検査や手術をお受けになった患者さんのうち【研究課題名】 手術等で採取されたヒト組織及び膵液・胆汁・十二

指腸液等の体液に おけるムチン関連糖タンパク質の発現に関する研究 に参加された患者さん

● 使用する検体

病理検査のための組織・細胞や手術により摘出された組織で、すでに病理検査が済んだ後の余剰分、ならびに、検査や手術の時に得られた膵液・胆汁・十二指腸液 などの排出液。(診断や治療のために採取された検体の余剰分を使用するため、本研究による患者さんへの副作用や不利益はありません。)

【個人情報の取り扱い】

使用する検体からは、お名前や住所など、患者さんを直接特定できる個人情報は削除します。また、研究成果は学会や学術雑誌などで発表されますが、その際も患者さんを特定できる個人情報は使用しません。

【補足説明】

なお、この説明文書をお読みになり、もし、検体を提供したくない方がいらっしゃいましたら、お手数ですが、鹿児島大学病院病理部・部長 谷本 昭英(下記の連絡先)までご連絡くださるようお願いいたします。

この研究に協力しないことによって、当院での診断・治療において対象となる患者さんが不利益を被ることは一切ありません。

また、本研究は、国の倫理指針(厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」)に沿って計画され、当院の臨床研究倫理委員会で倫理的・科学的妥当性について審査の上、承認されたものであることを申し添えます。

【問い合わせ先】

鹿児島大学病院病理部                      部長 谷本 昭英

電話    099-275-5562(病理部)

099-275-5263(医歯学総合研究科 分子細胞病理学)